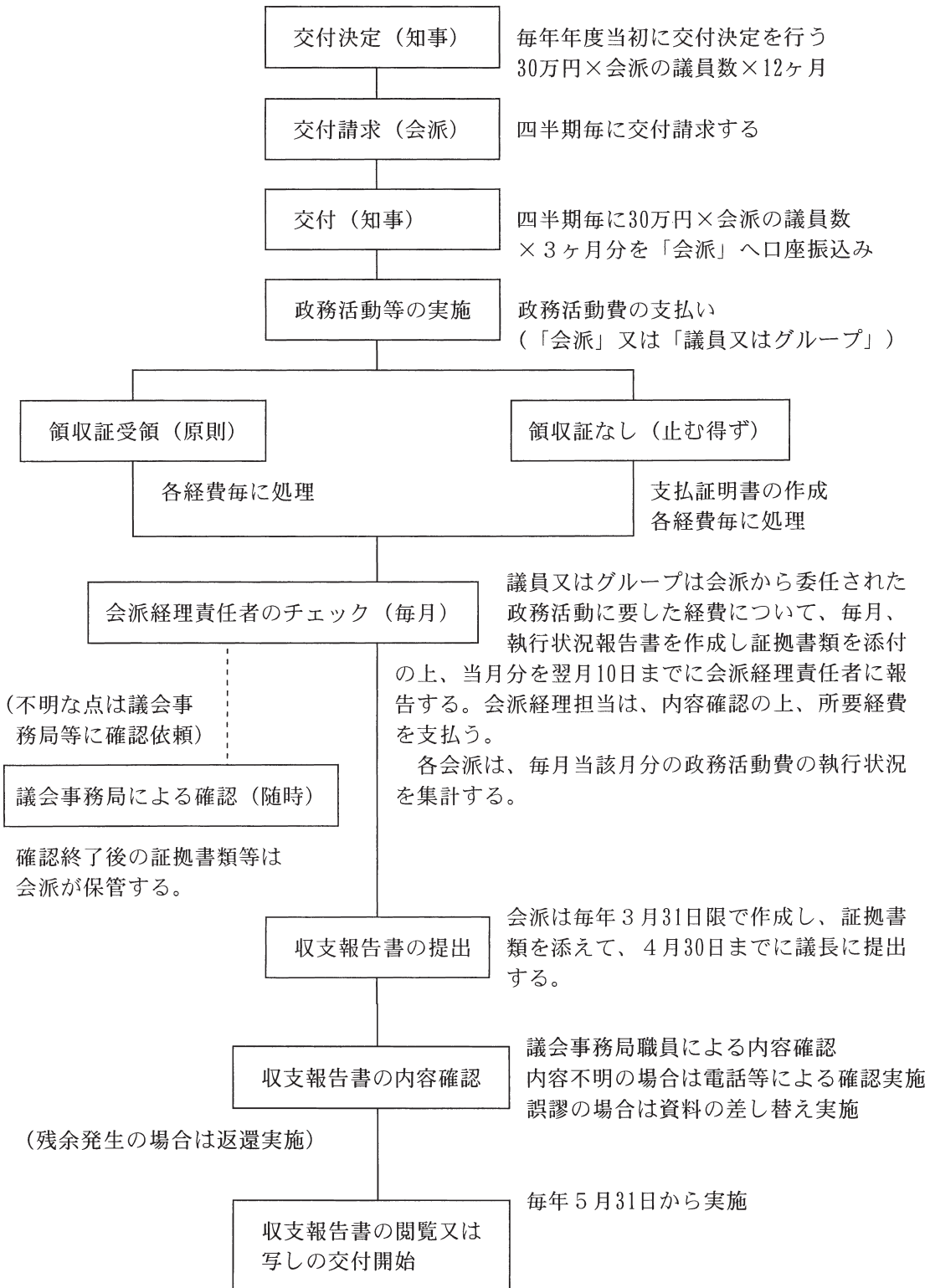


第6条で定める「別記様式第6号（第6条関係）証拠書類の添付様式（以下「証拠書類の添付様式」という。）」である。

(カ) 政務活動費手続きの流れ

政務活動費の手続きについては、次のとおりである。



(3) 本件政務活動費の支出状況等

平成26度の本件会派に係る政務活動費の支出状況については、以下のとおりである。

ア 支出科目

- 平成26年度 一般会計
- 款 議会費
- 項 議会費

目 事務局費  
 事業 事務局運営費  
 節 負担金、補助及び交付金  
 細節 交付金

イ 支出金額及び交付年月日

収支状況一覧（請求書提出日（平成28年5月27日）現在）

（単位：円）

会 派 名	収 入 額	支 出 額	残 余
とちぎ自民党議員会	102,300,000	91,009,638	11,290,362
みんなのクラブ	31,800,000	25,121,720	6,678,280
民主党・無所属クラブ	14,400,000	13,198,504	1,201,496
公明党栃木県議会議員会	10,800,000	4,545,874	6,254,126
県民第一の会	7,200,000	7,200,000	0
無所属クラブ	2,700,000	2,699,353	647
合 計	169,200,000	143,775,089	25,424,911

会派別経費一覧（請求書提出日（平成28年5月27日）現在）

（単位：円）

会 派 名	調 査 研究費	研 修 費	広 聴 広報費	要 請 陳 情 等活動費	会 議 費	資 料 作成費	資 料 購入費	事 務 費	人 件 費	合 計
とちぎ自民党議員会	26,434,575	77,962	7,140,275	59,448	845,577	952,439	3,195,841	3,816,920	48,486,601	91,009,638
みんなのクラブ	4,260,276	1,117,423	3,483,618	7,955	122,200	129,222	1,253,756	1,834,220	12,913,050	25,121,720
民主党・無所属クラブ	2,810,193	68,520	1,966,336	28,070	0	453,240	563,253	1,126,592	6,182,300	13,198,504
公明党栃木県議会議員会	1,695,507	324,952	448,128	29,475	25,113	0	886,372	329,327	807,000	4,545,874
県民第一の会	1,794,530	0	650,683	0	33,434	7,998	57,580	1,070,291	3,585,484	7,200,000
無所属クラブ	321,041	0	158,200	0	349,488	561,780	55,152	53,692	1,200,000	2,699,353
合 計	37,316,122	1,588,857	13,847,240	124,948	1,375,812	2,104,679	6,011,954	8,231,042	73,174,435	143,775,089

会派別支出状況一覧（請求書提出日（平成28年5月27日）現在）

（単位：円）

会 派 名	支 出 年 月 日	金 額
とちぎ自民党議員会	平成26年4月21日	25,200,000
	平成26年7月18日	26,100,000
	平成26年10月21日	26,100,000
	平成27年1月23日	24,900,000
	平成27年5月27日	△11,290,362
	確 定 額	91,009,638
みんなのクラブ	平成26年4月21日	9,000,000
	平成26年7月18日	8,100,000
	平成26年10月21日	8,100,000
	平成27年1月23日	7,200,000
	平成27年2月3日	△600,000
	平成27年5月27日	△78,280
	平成27年5月27日	△6,600,000
確 定 額	25,121,720	
民主党・無所属クラブ	平成26年4月21日	3,600,000
	平成26年7月18日	3,600,000
	平成26年10月21日	3,600,000
	平成27年1月23日	3,600,000
	平成27年5月29日	△1,201,496

	確 定 額	13,198,504
公明党栃木県議会議員会	平成26年4月21日	2,700,000
	平成26年7月18日	2,700,000
	平成26年10月21日	2,700,000
	平成27年1月23日	2,700,000
	平成27年5月27日	△854,126
	平成27年5月27日	△2,700,000
	平成27年5月27日	△2,700,000
	確 定 額	4,545,874
県 民 第 一 の 会	平成26年4月21日	1,800,000
	平成26年7月18日	1,800,000
	平成26年10月21日	1,800,000
	平成27年1月23日	1,800,000
	確 定 額	7,200,000
無 所 属 ク ラ ブ	平成26年7月18日	900,000
	平成26年10月21日	900,000
	平成27年1月23日	900,000
	平成27年5月28日	△647
	確 定 額	2,699,353

## (4) 会派の政務活動と議員やグループの政務活動

各会派は、年度当初又は会派結成時に、その年度の政務活動実施計画を決定している。この政務活動実施計画に沿って実施される会派の政務活動については、県政全般にわたり、広範なものにならざるを得ないことから、各会派は、所属する議員又はグループに対して、この実施計画に沿った政務活動を行うことを委ねており、各議員又はグループは会派の活動として、それぞれの政務活動を実施している。各会派においては、各議員等のこれら活動について、各会派の政務活動実施計画に沿ったものであることを確認し、会派の政務活動として承認している。

## (5) 会派による確認

議員又はグループが適切な活動をするため、会派の政務活動費経理責任者が、その活動目的、政務活動費の充当金額や充当割合などの内容について、執行状況報告書及び証拠書類の内容が会派として承認した政務活動に該当するかを確認して、毎月の政務活動費の支出状況を把握している。

## (6) 議会事務局による確認

議会事務局は、随時、会派から提出された書類の外形的な確認を行い、疑問点がある場合は、口頭やメモで会派へ意見等を付して書類を返却している。

また、政務活動費条例に基づく収支報告書の提出時には、政務活動費条例、条例施行規程、政務活動費マニュアルに合致しているか及び提出書類の不足や記載内容の誤り等の有無について確認を行っている。

## 2 判断

## (1) 監査対象事項

政務活動費の使途基準に反する案件について、会派が政務活動費を支出すべきでないことは当然であり、政務活動費マニュアルにおいて、使途基準に従っていないと判断される支出については残余と見なされるとされている。

したがって、会派の支出に政務活動費の使途基準に反する違法又は不当な支出があると認められる場合は、知事は政務活動費条例第11条の規定に基づき返還請求を行うべきものである。

本件措置請求の監査に当たっては、知事が会派に対し交付した政務活動費の支出内容に違法又は不当なものがないかを確認するものである。

## (2) 監査の視点

ア 政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、収入及び支出の報告書を、政務活動費の予算執行行為を行う知事ではなく、議会の代表である議長に提出するよう定められている。

また、法第100条第14項の規定を受けて、政務活動費条例が制定され、その第12条の3において議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じ、収支報告書等について調査を行うものとする定められており、第13条では「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、政務活動費施行規程が制定されている。

このように、政務活動費制度は、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、知事が法や地方財政法に基づいて一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

イ 平成21年12月17日最高裁判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示され、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかわられるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

ウ また、平成22年3月23日最高裁判決においては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある。」としている。さらに、平成21年9月29日東京高裁判決は、「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件用途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」としている。

エ 以上のことから、多岐にわたる個々の議員の政務活動を会派の政務活動として認めるか否か、政務活動の範囲及び政務活動費の用途基準に該当するか否かの判断に当たっては、会派に広範な裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断されるものと考えた。

オ 本県の政務活動費条例では、会派を政務活動費の交付の対象としているが、本件会派においては、会派の政務活動実施計画の内容を所属する議員に委ねていることは1の(4)のとおりである。

カ したがって、本件措置請求に係る本件会派の支出内容が、政務活動費の用途基準に該当するか否かの判断に当たっては、個々の議員の政務活動も会派の政務活動となることを前提とし、また、会派の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に政務活動費の用途基準に該当するか否かを確認することとする。

キ その確認に当たっては、政務活動費条例及び政務活動費施行規程に定める政務活動費の用途基準について、その適否を具体的に判断する際の拠り所とすることを目的に議会が自主的に策定した政務活動費マニュアルを基本的な基準として位置づけるものとする。

その理由として、政務活動費マニュアルについては、その作成において、全会派で協議・検討を重ね、用途基準の一層の具体化を図るために、全会派共通の申合せ事項としてまとめたものであり、政務活動費条例及び政務活動費施行規程と一体となって一定の規範性を有するものと判断した。

ク したがって、政務活動費条例、政務活動費施行規程及び政務活動費マニュアルで定める政務活動費の用途基準に明らかに逸脱したものについては、政務活動費の返還を求めるとし、また、一般的、外形的に政務活動費の用途基準に適合していることを議会事務局及び本件会派が整理保管している証拠書類等で確認できない案件について、本件会派からの合理的な説明を得られない場合も、返還を求めるとする。

平成25年1月25日最高裁判決においても、「政務調査費を充当することが許される会派又は議員の調査研究活動に係る経費に該当するためには、当該行為、活動が、その客観的な目的や性質に照らし、議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動との間の合理的関連性を有することを要するものと考えられる。」との判断を示しているところである。

ケ なお、議員の調査研究活動の基準の充実を図るために調査研究の費用等の助成を制度化したという法の趣旨は、政務調査費が政務活動費に名称が変更となった後も同様のものであると判断した。

コ 監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として指摘された事項について判断する。

### (3) 判断及びその経過

監査における支出内容の確認に当たっては、議会事務局で保管する収支報告書、証拠書類の写し及び証拠書類の添付様式並びに本件会派の協力を得て会派の政務活動費経理責任者が整理保管している証拠書類により確認した。

なお、議会事務局への監査や、本件会派への関係人調査を実施し、請求人の指摘した内容の確認を行ったことは、第2の3において述べたとおりである。

以下、請求人が政務活動費の違法又は不当な支出としている項目に沿って判断を述べる。

ア 要請陳情等活動費

政務活動費マニュアルでは、「会派による要請陳情、住民相談等の活動に要する経費」として認められ、交通費、宿泊費等が例示されている。

請求人の主張は、以下のとおりである。

- (7) 要請陳情等活動費の使用が政党の会派のみの使用であり政治活動であるので目的外支出であること、国会議員との「病院運営関係の意見交換」の使用は不適切であること。
- (イ) 会派の代表か会派から委任され陳情しているのか不明であること。
- (ウ) タクシー代の利用根拠の説明がないので不適切な支出であること。
- (エ) コーヒー代の使用は不適切であること。

このため、議会事務局へは証拠書類の添付様式の提示及び監査により、関係人へは政務活動実施計画書、政務活動実績表、政務活動記録票等の証拠書類の提示及び説明を求め、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会派が政務活動実施計画書に照らし適正なものとして判断しその支出を認めていること、証拠書類の写しにより支払の事実を確認したこと、さらには以下の理由により、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

- (7) 議会事務局から、政務活動費条例に「会派による要請陳情、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）」と定められていることから、「会派による要請陳情等活動のための旅費については、請求人の主張する目的外支出とは言えない」との説明があり、この説明は妥当と認められるとともに、政務活動費マニュアルには「県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などを想定」及び「要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含む」と示されており、政党等への要請陳情等活動費を目的外支出としていないこと、国会議員との意見交換については政務活動費マニュアルに適合するものと考えられること。
- (イ) 会派が政務活動実施計画を策定し所属議員に政務活動の範囲を提示して政務活動を委任していることを確認したこと。
- (ウ) タクシーの利用については、東京都内及び宇都宮駅から自宅までの移動手段であることを確認したこと。
- (エ) コーヒー代は、陳情活動の事前打合わせ会議で支出したが、同日に行った要請陳情活動の交通費と併せて要請陳情等活動費に計上したものであり、会議費へ費目修正を行うことを確認したこと。

イ 会議費

政務活動費マニュアルでは、「会派による各種会議、住民相談会等の開催に要する経費」及び「他の団体等が開催する各種会議への会派又はその職員の参加に要する経費」として認められ、会場費、食糧費（茶菓等）等が例示されている。

請求人の主張は、以下のとおりである。

- (7) 政務活動費マニュアルにあるように県政報告会・懇談会等は広聴広報費に該当するもので会議費には該当しないことから目的外支出であること。
- (イ) 式典等への出席に要する交通費は政務活動ではないため認められないこと。
- (ウ) 同一議員による懇談会の費用がすべて同額であることは不自然であること。
- (エ) 「アクワクララ」についての浄水器維持費は政務活動でないため認められないこと。
- (オ) 年度末の3月3日の県政報告会は4月の県議会議員選挙の事前運動とみなされることから政務活動費として認められないこと。
- (カ) 「栃木県農山村地域振興議員の会」は会派ではないことから不適切であること。
- (キ) 「会場費等」の支払明細がないことから不適切であること。

このため、議会事務局へは証拠書類の添付様式の提示及び監査により、関係人へは政務活動実施計画書、政務活動実績表、政務活動記録票等の証拠書類の提示及び説明を求め、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会派が政務活動実施計画書に照らし適正なものとして判断しその支出を認めていること、証拠書類の写しにより支払の事実を確認したこと、さらには以下の理由により、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

- (7) 議会事務局から、政務活動費マニュアルで広聴広報費に県政報告会等の会場費等が対象とされるとともに、各種会議や住民相談会等の開催に要する経費等を会議費で充当可能として

いることから、県政報告会及び懇談会等については広聴広報費と会議費のいずれの場合でも政務活動費の充当が認められるものである旨説明があり、この説明は政務活動費マニュアルに適合すると判断できること。

- (イ) 式典等に係る交通費については政務活動費マニュアルに「式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への出席に要した経費は充当できる」と示されていることから政務活動費として認められること。
- (ウ) 同一会場で行う懇談会であるため同じ金額の会場費になること。
- (エ) 浄水器維持費の内容は浄水器に使用する水の購入であり政務活動費マニュアルの会議費における食糧費とされること。
- (オ) 年度末の3月3日の県政報告会については毎年度同じ時期に来年度の予算説明などを行っており選挙の事前運動ではないことを確認したこと。
- (カ) 「栃木県農山村地域振興議員の会」は県議会内の任意の政策研究グループであり会派から委任を受けた活動であること。
- (キ) 会議室及び控室の室料とする支払の明細を確認したこと。

なお、会議費として交通費用を充当していた案件1件2,072円については、錯誤により平成28年6月23日付けで県民クラブ（平成27年4月30日付けで「県民第一の会」から名称変更する旨の届出がなされている。）から収支報告書等修正届の提出及び返還がなされたことを確認した。

#### (4) 結論

以上のことから、本件会派に支出した平成26年度政務活動費について違法性又は不当性は認められず、請求人の主張には理由がないものと判断されることから、本件措置請求は、これを棄却する。